

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成30年（2018年）9月10日から平成30年（2018年）11月20日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年（2019年）2月1日

熊本県監査委員	濱田義之
同	竹中潮
同	氷室雄一郎
同	田代国広

1 監査対象機関

部局名	機関名
総務部	自動車税事務所
企画振興部	博物館ネットワークセンター
健康福祉部	福祉総合相談所、八代児童相談所、こども総合療育センター
農林水産部	農業研究センター
土木部	熊本駅周辺整備事務所、市房ダム管理所、氷川ダム管理所
県央広域本部	税務部、農政部(熊本農政事務所)、土木部(熊本土木事務所)、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	県北広域本部、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	県南広域本部、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草広域本部
警察本部	熊本北警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署、御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、天草警察署、上天草警察署、牛深警察署

2 監査対象期間 平成29年度（2017年度）

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。

また、行政に関する事務の執行については、経済性・効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認め

られた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
健康福祉部	八代児童相談所	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>公務中の司法処分が課された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>
県央広域本部	熊本土木事務所	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい自損事故が2件、同じく物損事故が1件、公務中の交通法規違反が2件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>
	宇城地域振興局	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>
		<p>(潤川総合流域防災（河川改修・交付金）サイフォン工事について)</p> <p>土質調査等の事前調査及び検討不足により、次の課題がある。</p> <p>(1) 設計において、軟弱地盤での掘削工法として「法付きオープンカット工法」が選定されているが、選定に関する根拠及び照査技術者の照査結果が確認できない。</p> <p>(2) 工事発注後に、適用困難として「法付きオープンカット工法」から「土留壁による根切掘削工法」に工法変更を行っている。</p> <p>(3) 設計変更を4回行っている。</p> <p>(4) 大幅な工期延長を行っている。</p> <p>(5) 設計金額が大幅な増額となっている。</p> <p>設計において十分な照査確認を行うとともに、施工方法の変更の際は十分な検討を行うこと。</p>
		<p>(児童扶養手当の支給事務について)</p> <p>児童扶養手当の額の改定請求について、1か月分の支給漏れがある。</p> <p>児童扶養手当法に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>
県北広域本部	県北広域本部	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>公務中に過失割合が高い人身事故が1件、自損事故が1件、毀損額が大きい物損事故が1件、それ以外の物損事故が1件及び交通法規違反が3件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>

県北広域本部	阿蘇地域振興局	(職員の交通事故等について) 公用車による過失割合が高い人身事故が1件、通勤中の司法処分が課された交通法規違反が1件、公務中の交通法規違反が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
		(特殊勤務手当について) 平成28年度(2016年度)に支給すべき農林漁業普及指導手当について、平成29年度(2017年度)に未払が判明し、平成29年(2017年)9月に支払っている。 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等に基づき、支給が遅れないように、組織的なチェックを行うこと。
		(庁舎修繕に係る事務処理について) 総合庁舎執務室配線整備業務において、契約手続を行わないまま業務を発注し、更に支払が遅れたため、遅延利息4,700円が発生している。 契約手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。
		(補償契約締結前の工事着手について) 阿蘇管内復旧治山事業火山地域(補正)第5号工事(阿蘇市三久保字丸藪地内)他11件において、立竹木の補償契約締結前に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年(2015年)3月30日付け森保第1046号森林保全課長通知「熊本県森林土木事業損失補償取扱要領における治山事業の補償契約に関する運用について」等に基づき、適正な処理を行うこと。
県南広域本部	球磨地域振興局	(職員の交通事故等について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件、過失割合が高い自損事故が1件、公務中の交通法規違反が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
		(仁原地区農村地域防災減災事業(特定管)第5号工事について) 特記仕様書に定める揚水ポンプ据付後の試験及び総合試運転が工期内に完了しておらず、検査員による検査などの履行確認が不十分なまま工事請負費の全額が支払われている。 特記仕様書に基づき、工事内容について適正な検査を行うこと。
警察本部	熊本中央警察署	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が2件、それ以外の自損事故が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	熊本南警察署	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

警察本部	熊本東警察署	(職員の交通事故について) 公用車による過失割合が高い人身事故が1件、毀損額が大きい物損事故が2件、自損事故が4件及び物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	小国警察署	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	高森警察署	(職員の交通法規違反について) 私用中の司法処分の対象となる交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
	御船警察署	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	人吉警察署	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。